

# 西条市農業委員会 平成30年度第5回総会 議事録

1. 日 時 平成30年8月8日(水) 午後2時00分から午後2時50分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 20名 欠席者 4名 出席率 83.33%  
推進委員 出席者 27名 欠席者 3名 出席率 90.00%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	19番 玉井 一男
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	3番	徳増靖記	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	23番 真鍋 美鈴
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	
	6番	白石 利恵子	16番	伊藤 健一	
	7番	西原 昇	17番	青野 武	

## ○欠席者氏名

9番 長谷川 孝師 18番 佐伯 賢造 22番 戸田 博明 24番 高橋 忠親

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	10番	安藤 英利	20番	高橋 正
	2番	石橋 和敏	11番	栗田 房信	21番	高橋 寿夫
	3番	一色 達夫	12番	森田 忠茂	23番	永井 正幸
	4番	高橋 豊重	13番	一色 和成	24番	石川 清幸
	5番	伊藤 正夫	14番	稲井 重弘	25番	渡部 靖
	6番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	26番	越智 勝邦
	7番	日野 哲也	16番	瀬良 隆彦	27番	玉井 隆志
	8番	宮武 恭宏	17番	垂水 久明	29番	曾我 敏数
	9番	岡本 省三	19番	真鍋 幸正	30番	今井 文雄

## ○欠席者氏名

18番 四之宮 明 22番 佐伯 美一 28番 桑原 俊樹

## 5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第6号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

議案第7号 非農地証明願について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 東予分室長 谷本 仁志

事務局次長 渡邊賢一郎

事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

## 7. 議事内容

議長 ただ今から、平成30年度 第5回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

議事録署名人及び書記の指名

議長 それでは、議事録署名人の指名をいたします。  
徳増靖記 委員、加藤武司 委員の両委員にお願いいたします。  
なお、欠席届出が、農業委員 9番 長谷川孝師 委員  
18番 佐伯賢造 委員、22番 戸田博明 委員  
24番 高橋忠親 委員  
推進委員 18番 四之宮 明 委員、22番 佐伯美一 委員  
28番 桑原俊樹 委員、から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、20名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の 井上、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議案書3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申

議 長	<p>請を議題といたします。</p> <p>議案内容について、事務局から説明いたします。事務局、よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>事務局の渡邊です。よろしくお願いいたします。</p> <p>失礼して、着座にてご説明させていただきます。4ページをお願いいたします。</p> <p>57号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>58号は、〇〇氏が、亡き祖母である、〇〇氏からの遺言にもとづき、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>この場合、〇〇氏の長男であり、〇〇氏の父でもある〇〇氏が、ご存命であるため、「相続」とはならず、祖母から孫へ、遺言による贈与、「遺贈」となります。</p> <p>59号及び60号は、〇〇氏及び、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>61号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。〇〇氏は、山間部にて、ウド、タラの芽、山芋等を、仲間4人と、栽培する予定とのことでございます。</p> <p>62号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>63号は、壬生川の〇〇氏が、亡き実兄である、〇〇氏から、遺贈によって、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>64号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>65号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。</p> <p>以上、9件、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>農地法第3条の申請について、以上9件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。57号より、順次、お願いたします。</p>
地区委員	<p>57号 問題ありません。</p> <p>58号 〇〇分 6筆 問題ありません。</p> <p>58号 〇〇分 6筆 及び59、60号 問題ありません。</p> <p>61号 問題ありません。</p>

地区委員	<p>6 2 号 問題ありません。</p> <p>6 3 号 問題ありません。</p> <p>6 4 号 問題ありません。</p> <p>6 5 号 問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、9 件を原案どおり許可することといたします。</p> <p style="text-align: center;">農地法第 4 条関係</p> <p>次に、7 ページ、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明申し上げます。8 ページをお願いいたします。</p> <p>1 1 号は、〇〇 氏が、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。</p> <p>申請地は、既に、駐車場として使用されており、その、是正案件でございます。申請者には、始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。</p> <p>1 2 号は、〇〇 氏が、植林し、林地へと転用しようとする申請でございます。</p> <p>以上 2 件、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第 4 条の申請について、以上 2 件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。1 1 号から、順次、お願いします。</p>
地区委員	<p>1 1 号 問題ありません。</p> <p>1 2 号 問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上2件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第5条関係

次に、9ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

45号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

申請地は、既に宅地化されており、その、是正案件でございます。申請者には、始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。

46号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、賃貸共同住宅を建築しようとする申請でございます。

47号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、賃貸共同住宅を建築しようとする申請でございます。

48号は、〇〇氏 外〇名が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

49号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、宅地分譲を行おうとする申請でございます。

50号～55号の6件は、〇〇会社が、〇〇氏、並びに、〇〇氏から、賃借権の設定を受け 営農型太陽光発電設備を設置しようとするものであり、3年間の一時転用期間を終了し、新たに更新を行おうとする申請でございます。

以上11件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 農地法第5条の申請について、以上11件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。45号から、順次、お願いします。

地区委員 45号 問題ありません。

46号、47号 問題ありません。

48号 問題ありません。

49号 問題ありません。

50、51、52、53、54、55号 問題ありません。

議 長	ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議 長	ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上11件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
	農地転用事業計画変更関係
	次に、13ページ、議案第4号、農地転用事業計画変更に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。14ページをお願いいたします。</p> <p>2号は、〇〇会社が、事業目的を、建売住宅から、露天資材置場に変更しようとする申請でございます。</p> <p>本件は、平成25年8月にご審議いただき、許可を受けた案件でございますが、許可後、予定していた建売住宅の需要がなかったため、自社で営む外構事業の露天資材置場へと事業目的の変更を行おうとするものでございます。</p> <p>以上、1件、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。
地区委員	2号 問題ありません。
議 長	その他、ご意見ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございました。『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
	農用地利用集積計画関係
	次に、15ページ、議案第5号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、  
いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項  
の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。  
詳細につきましては、議案書18ページから、28ページとなっ  
ております。  
農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、45件、  
面積は、17万2,904㎡となっております。  
また、所有権移転は、2件、面積は、5,263㎡となっております。  
以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、  
原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

#### 農用地利用配分計画（案）関係

次に29ページ、議案第6号、農用地利用配分計画（案）  
に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありました  
ので、議案内容を事務局から説明をします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。31ページをお願いいた  
します。  
〇〇氏並びに、〇〇会社が、中間管理機構から農地を借り受  
ける申請でございます。  
件数は3件、面積は8,042㎡でございます。なお、本件  
は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件  
を満たしておりますことを申し添えておきます。  
以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、  
原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

議 長 非農地証明願いについて

次に32ページ、議案第6号、非農地証明願いについて、を議題といたします。改めて議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 ○○番○○、同○○番○○、同○○番○○、同○○番○○の4筆について、○○氏から非農地証明願いが提出されております。4筆はまとまっており、○○、県道○○線近くにあります。まず、番号1、○○番○○号については、原野の状態。番号2、3、4の3筆については、山林の状態であり、このような状態になり、4筆いずれも20年以上が経過していると申告されております。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。  
この案件については、皆さんご承知のとおり、2回ほど保留になっている案件でございますが、本人と、自治会との最終的な話し合いにより今日の運びとなっております。話し合いの内容等について地元委員さんにご報告いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

○○委員 失礼します。長い間の案件で、地元の○○自治会と、○○さんとの話し合いが二転三転した経緯もございますが、今回、○○さんの方も、こころよく謝罪文等は必要ないと言ってくれ、農業委員会に提出したものと同一形の誓約書を○○自治会と交わし、とりあえず双方の話し合いができたという形になっております。みなさんご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
先ほど、○○委員さんから報告のありましたとおりの経過でございます。  
非農地証明の申請者、○○氏から、○○自治会に対し、誓約書が提出され、両者の交渉は決着したと理解してよろしいかと思えます。  
本件につきまして、この際、本日の総会において、採決をしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。それにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。



議 長 ありがとうございます。採決の方法として、4筆一度に申請されているため、1筆ごとの採決と、4筆一括での採決が考えられるが、できれば、4筆一括で採決させていただきたいと考えますが、みなさんいかがでしょうか。

委 員 一括採決でいいのではないか。

議 長 一括でよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。委員のみなさんから一括採決というご承認をいただきましたので、4筆一括にて採決させていただきますのでよろしく願いいたします。  
採決の方法につきましては、農業委員さんの起立をもって採決したいと思います。  
それでは、非農地証明の交付に賛成の諸君の起立を求めます。よろしく願いいたします。

委員起立 起立（賛成） 17名 着席（反対、不明） 2名  
（会長を除く）

議 長 それでは、報告いたします。会長である私を除く参加農業委員19名のうち、賛成者17名でございます。本案件につきましては賛成多数により交付するということに決定いたしましたのでご報告させていただきます。ありがとうございました  
以上で、議案第7号を終了いたします。

報告承認案件

最後になりますが、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 平成30年6月16日から、平成30年7月13日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、18件 受理いたしました。  
また、農地バンクへの農地登録申請を 3件、受理いたしました。  
3件につきましては、特に支障はなく、農地バンクへ登録ということで、ご了承をお願いします。

続きまして「平成30年度の 農地利用状況調査について」でございます。まず、配布資料の確認をお願いします。

フラットファイルの先頭には、平成30年度の農地利用状況調査実施要領。次に、地図の配布表。次に、平成30年度 農地利用状況調査台帳。最後のページは、新たに発生した遊休農地を記入する台帳があります。

また、フォルダーには、地図の配布表に対応した地図、全体図及びボールペン等が入っております。

遊休農地の現況調査を、この8月9日から10月4日までの間にお願いいたします。ご多忙中、暑さも厳しいおり、恐縮ですが、どうか、よろしくをお願いいたします。

皆様の担当地域については、お手元、地図配付表のとおり、昨年度と同様にさせていただいております。もし、変更等で新たな地図が必要な場合は、事務局へお申し出ください。

配布の調査用の地図と調査台帳を手にも、担当となった地域について、遊休農地の確認方をお願いします。

どのような調査をするかということではありますが、台帳、地図により遊休農地を確認し、その確認日、判定区分、また、必要があれば、解消区分を台帳に記入願います。

遊休農地の判定区分は、3種類あります。お手元の実施要領2ページにありますとおり、遊休農地を、農地として再生可能な遊休農地と再生が困難な遊休農地に判定いたします。

お手元の、平成30年度 利用状況調査台帳をご覧ください。実施要領、地図配付表の後に添付しております。

左の欄から、通し番号、農地の大字、地番、地図番号、登記地目、青地か否か、面積、平成29年の確認日、平成29年の放棄区分、平成29年の解消区分と続いております。

現地確認後、その右にある平成30年の確認日をご記入いただき、平成30年の放棄区分欄については、再生可能地は、数字の1とします。1の再生可能地は、要領にありますとおり、「抜根、整地、区画整理及び客土等によって通常の耕作が見込まれるもの」です。

再生困難地は、数字の2とします。2の再生困難地は、「森林のようになっているなど、農地に復元するのが大変困難と見受けられるもの、又は、周囲の状況からその土地を農地として利用することができないと見受けられるもの」です。

周囲の状況からその土地を農地として利用することができないと見受けられる、とは、例えば、山の中の農地であり、途中、道などが山林化して進入困難であり、その農地も山林化していることが判断されるもの等を含みます。

平成29年度以前に遊休農地と判定された農地の、遊休状態が解消されている場合があります。

その場合は、3 荒廃解消と判定、記入し、必ず解消区分A、B、Cのいずれかを、記入願います。

解消区分には、営農を再開していればアルファベットのA、基盤整備が予定されていればB、除草などの保全管理がなされていればCと判断します。

放棄区分が1又は2、再生可能地又は再生困難地との判断がなされれば、解消区分の判断は不要となります。

また、この台帳にある登記地目が、田畑以外の土地は、農地ではありませんので、放棄区分の判定、記入は、必要ございません。

一番右の備考欄は、過年度の調査にともなう要望、聞き取り、農地の状況を参考に記載しております。あくまで昨年度以前の状況です。

今年度、新たに遊休農地を確認した場合は、調査台帳の最後にあります、遊休農地の新規確認分の台帳へ、大字、地番、地図番号、平成30年度の確認日、放棄区分をご記入ください。

次に、皆様に配布させていただいた地図ではありますが、地図の色分けは、昨年度の皆様方の調査結果を示しております。

数字の1の再生可能地を、地図では黄色。数字の2の再生困難地を、地図では赤色。数字の3の荒廃解消地は、紫色で示しています。これら地図を参考に、台帳の、平成30年度確認日、放棄区分。農地の荒廃が解消していれば、解消区分を調査台帳にご記入ください。

なお、予算削減のためファイル、フォルダーは昨年度、一昨年度のものを使っております。ご了承願います。

また、飯岡、禎瑞、氷見及び新屋敷については、2名の委員の共同担当になっておりますので、お二方で、担当部分をご協議願います。担当地域は、昨年度と同様にしておりますが、追加の地図等が必要な場合は、事務局へお申し出ください。

遊休農地の調査が終了すれば、本庁または支所の農業委員会へご提出願います。よろしく願います。以上でございます。

引き続きご報告させていただきます。皆様のお手元に「太陽光発電18円に値下げ」と書かれた表題の資料を配布させていただいていると思います。

こちらにつきましては、先月開催されました総会の中で、売電価格についてのお問合せがございましたので、その回答といたしまして、平成30年2月8日、愛媛新聞に掲載されておりました記事を配布させていただいております。ご参照いただけたらと思います。

事務局	以上でございます。
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>会の冒頭で、私の方から提案させていただきました義援金の件でございますが、全国農業会議として、被災された農業者の皆様方の経営の再開と生活の再建を図り、1日も早い復興を支援するため平成30年7月豪雨災害義援金に取り組むこととなりましたが、本県につきましては被災県でございますので、先月の常任委員会の中でも、取り組みについては各市町単位の判断にお任せしますということをお伺っております。</p> <p>西条市の取り組みについて皆さんにお諮りしたいと思いますが、今までも、熊本、東日本の災害等で義援金の支援を行ってきており、今回もできれば取り組みたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>いかがでしょうか。取り組むということによろしいでしょうか。</p>
委員一同	異議なし
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>内容につきましては、局長の方よりご説明いただきます。</p>
事務局長	<p>会長のお話と重複するところがございますが、先の台風7号から続いて、梅雨前線による豪雨により、西日本を中心に全国的に農業者が被災したということでございます。</p> <p>今回、全国農業会議所が発起人となりまして、8月1日から義援金の募集を始めたところでございます。</p> <p>先ほど会長のお話にもございましたように、県内には被災地域もございますことから、取り組みについては、各市町の判断にお任せするということで、県農業会議からご照会をいただいております。</p> <p>委員の皆様には、熊本地震と同様に、1口1,000円のご協力をお願いしたいと思っております。以上でございます。</p>
議長	先ほど、局長から説明のありましたように、1口1,000円のご協力をいただくということによろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということでございますので、各自1口、1,000円を</p>

議長 今までどおり、積み立ての方から引き落とさせていただき、義援金に取り組みたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本日の議案審議はすべて終了いたしました。その他、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〇〇推進委員 農地パトロールについてであるが、昨年実施し、本年も実施するというので、昨年の実施結果を受けて、本年までに農業委員会で何か取り組みを行ったのか。

ただ調査をして、資料を作るだけで終わっているのであれば、意味がないと思うのだが。

何か取り組んでいるのであれば教えていただきたい。

事務局 失礼します。皆様の調査結果を基に、遊休農地の所有者に対し、アンケートを行っている。アンケートの内容は、今後この農地をどうしたいのかであるとか、中間管理機構、農地の貸借を行う資格を持つ、JA西条、JA周桑の3つの団体に農地を預ける気はないかという内容のものであり、その結果に応じて、遊休農地の貸し借りの誘因を進め、その意思のある方は、中間管理機構や両JAにお知らせして、両者の話し合いを促すという活動を行っている。以上でございます。

〇〇推進委員 農地パトロールを行った結果が何も出ていない。

アンケートを行ったことであるとか、その結果であるとかが何も示されていない。これでは、農地パトロールを行ったというだけで何の意味もないことをしている。これでは農地パトロールをする意味はないではないかと私は思っている。

やるのであれば、きっちり報告もするし、このようなことを行ったという結果も出す等しないと、このままではいつまでたっても同じことの繰り返しで何も変わらない。

事務局 ご指摘のとおりである。次回の総会で、結果についてはペーパーにてお知らせさせていただく。

〇〇推進委員 わかりました。

議長 他に何かご意見等ございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

議長 | 以上で総会を閉じます。長時間にわたり、慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	非農地証明願について	原案承認

## 9. 閉会の日時

平成30年8月8日 午後2時50分